科目7
精神保健医療福祉に関連する制度とサービス

講義4－1
相談支援及び障害福祉に係る関係機関

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

○ 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係）総 精 難

・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係）総 雇

・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係）難 総

等を推進する。

医療

（入院・日常の医療）医療機関

（日常の医療）訪問看護事業所

＜精神科病院＞

精 医療保護入院の入院期間の設定
入院患者への訪問相談
退院支援の拡充 等

＜都道府県等＞

難 難病患者等に対する医療費支給の助成開始時期を重症化時点に前倒し 等

病院からの退院

施設からの退所

通院

訪問

通所

訪問

伴走

支援促進

本人

家族

住まいの場

・アパート生活
・グループホーム
・実家 等

相談支援等

相談支援事業所等

＜市町村＞

総 基幹相談支援センター整備の努力義務化

精 精神保健に関する相談支援体制整備 等

・市町村

・都道府県

＜都道府県等＞

難 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化、福祉・就労等の各種支援の円滑な利用促進（登録者証の発行等） 等

＜グループホーム＞

総 居宅生活に向けた支援等の明確化 等

地域の助け合い、教育

ピアサポート活動

友達・趣味等

障害福祉

施設系福祉サービス

通所系福祉サービス

訪問系福祉サービス

＜事業所・施設＞

総 地域生活支援拠点等の市町村整備の努力義務化 等

就労系福祉サービス

就労

福祉から雇用へ

（障害者雇用）企業、団体等

雇用・就労

＜障害福祉＞

総 就労選択支援の創設
一般就労中の就労系福祉サービスの一時的利用

＜企業＞

雇用の質向上に向けた助成金の拡充

雇 短時間労働者（10H以上20H未満）に対する実雇用率の算定 等

基盤整備

＜国＞ データベースの整備 難 総

出典：厚生労働省

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

相談支援及び障害福祉に係る関係機関

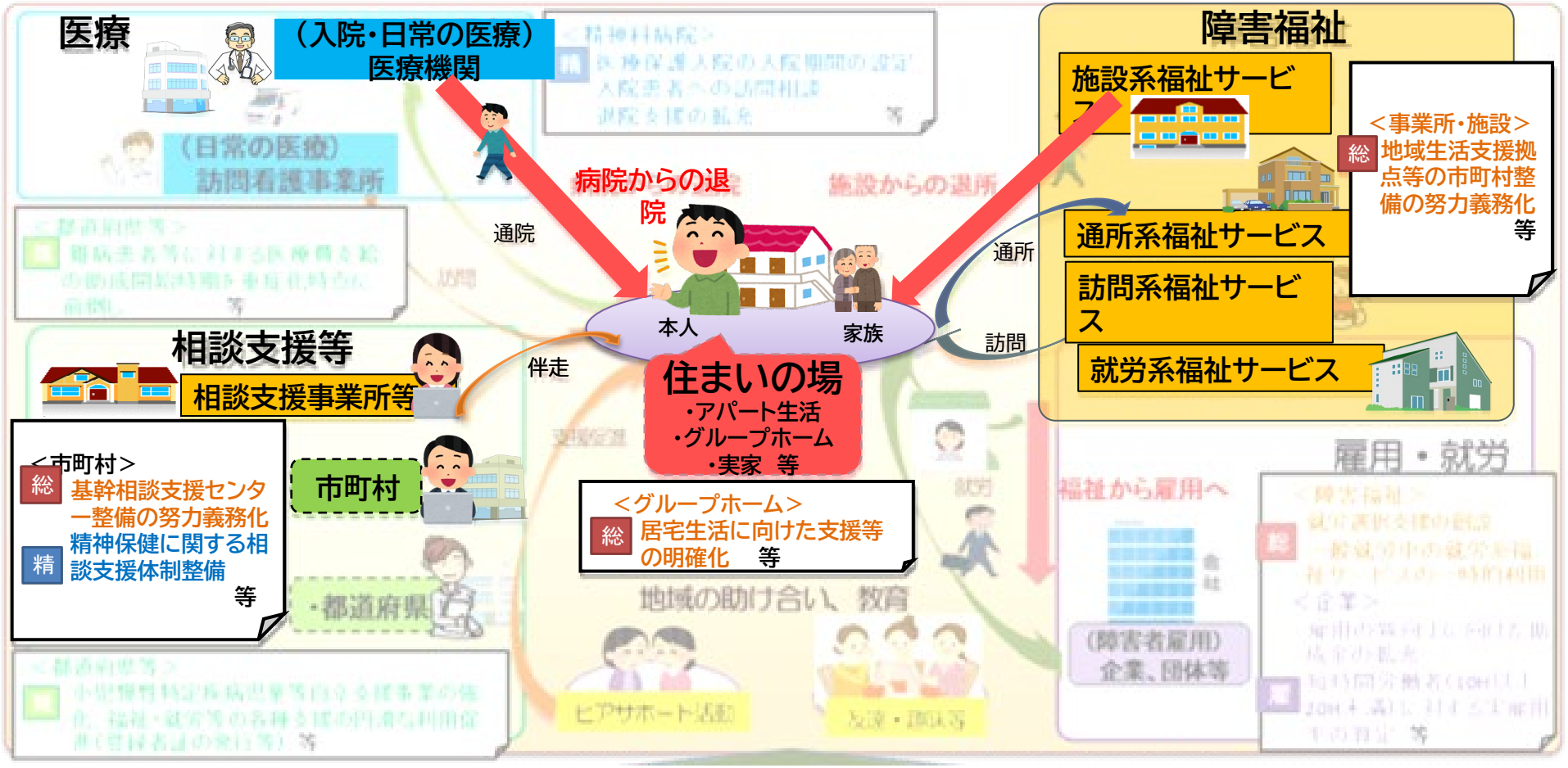

関係法令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法によるサービスの構成

【自立支援給付】

- 障害福祉サービス

  訪問系サービス、日中系活動サービス、居住支援系サービス等

- 相談支援

  基本相談、計画相談（サービス等利用計画、モニタリング）、

  地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等

【地域生活支援事業】

相談支援事業、地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等

障害者総合支援法等における給付・事業

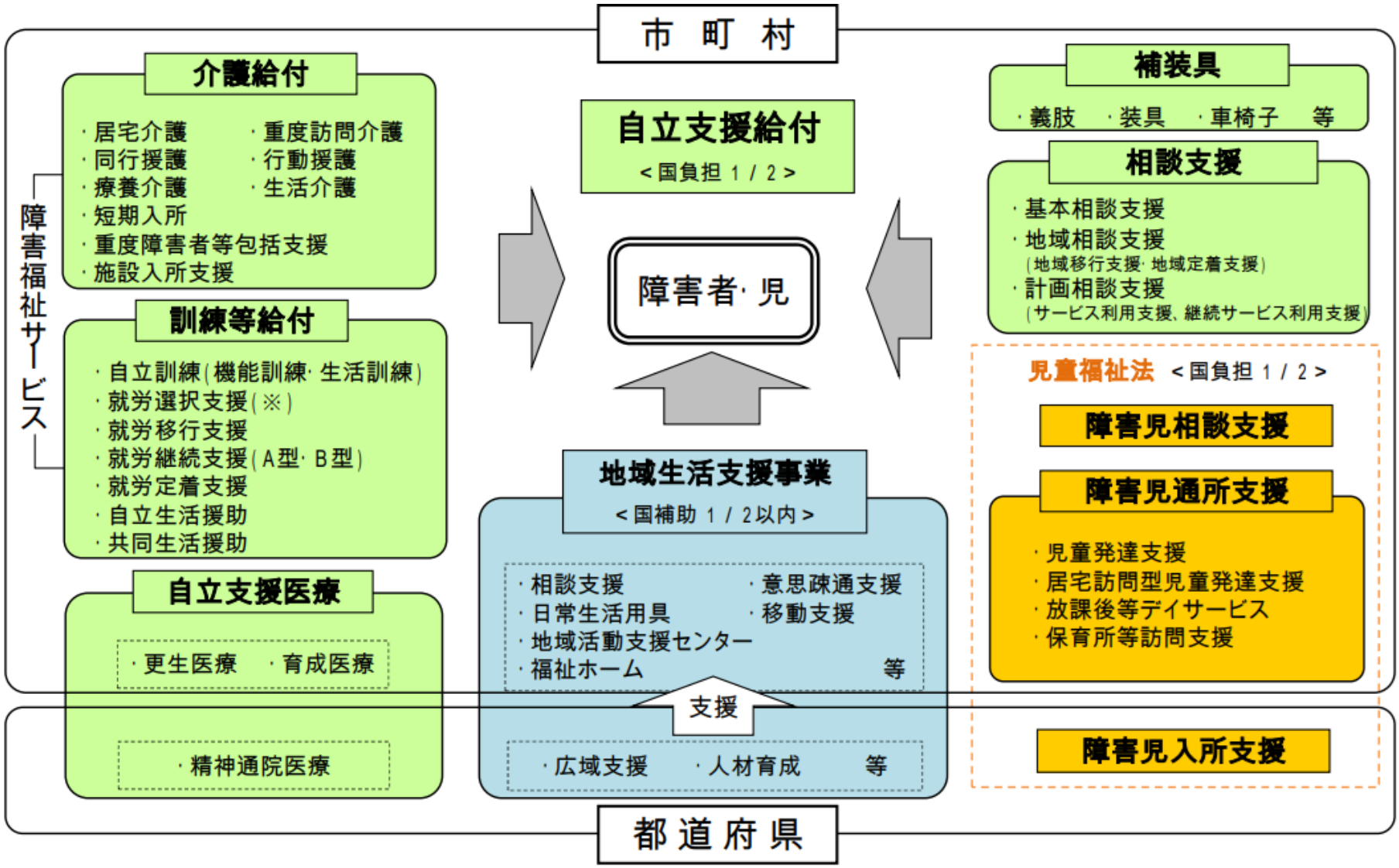

(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

出典:厚生労働省

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系		短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う 居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

出典：厚生労働省

障害福祉サービス等は、
WAMNET(ワムネット)
のホームページで
調べられます

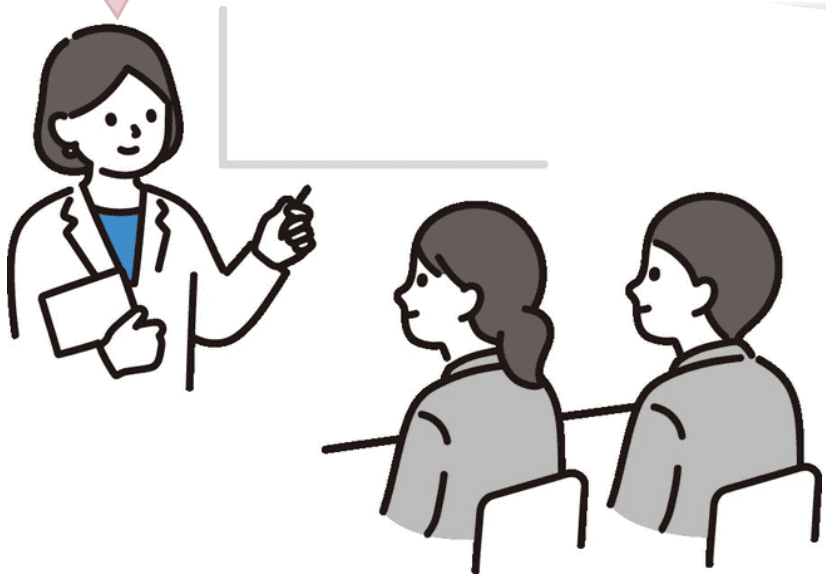

出典:WAMNETホームページ　https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和６年４月１日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。（法第77条の２第２項） 新
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第３項））

○ **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）

} 個別支援（特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの）

新 **③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）

新 **④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
（89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務）

③④が主要な「中核的な役割」

※ また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。（同条第７項）新

イメージ図

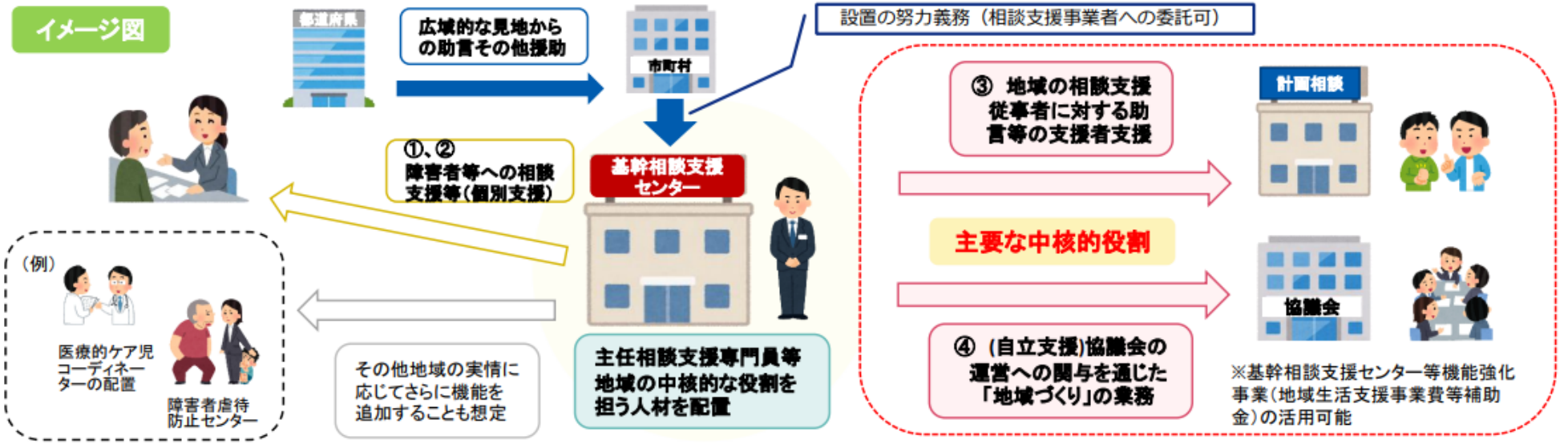

相談支援の流れ（イメージ）

令和4年6月13日
社会保障審議会障害者部会　参考資料1

相談窓口（受付）

相談受付

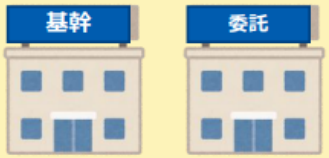

自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村か基幹相談支援センターにまずは相談します。

相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合

市町村障害者相談支援事業

障害福祉サービス等を利用する場合

指定特定相談支援
指定障害児相談支援

例

地域との関わり

住居

教育

医療

居宅介護

就労・就労支援

日中活動

余暇

各種支援（サービス）等利用
（地域にある様々な福祉サービス等を調整や他の専門機関等へのつなぎを行います）

利用開始

アセスメント

支援プラン作成

サービス利用等

モニタリング

モニタリング

定期的な状況等の確認、プランの検証・見直し等

このプロセスを繰り返します

計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

①ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
②面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
③利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。
このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

市町村の精神保健担当が主に連携する者

≪障害者総合支援法≫

相談支援専門員

サービス管理責任者（通所系、入所系）

サービス提供責任者（居宅介護）

児童発達支援管理責任者（児童通所系）

地域移行支援員

自立生活支援員

職業指導員（就労系）

生活支援員

≪精神保健福祉法≫

退院後生活環境相談員

「相談支援専門員」と「サービス管理責任者等」の業務内容等

	相談支援専門員	サービス管理責任者等
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること(非常勤も可)	1名以上は専任で常勤 ・専任→特定の業務の主たる担当者として特定されていること ・常勤→雇用形態が常勤職員として雇用されていること(週40時間労働)
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービスの利用のための支援 等	個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、サービス提供職員への技術指導と助言 等
業務内容	① 生活全般に係る相談、情報提供 ② 利用者に係るアセスメントの実施 ③ サービス等利用計画の作成と変更 ④ サービス等利用計画の説明と交付 ⑤ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施) ⑥ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦ 障害福祉施設等との連携等	① 個別支援計画の作成に関する業務 ② 利用者に対するアセスメント ③ 利用者との面接 ④ 個別支援計画の作成に係る会議の運営 ⑤ 利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥ 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング) ⑦ 定期的なモニタリングの結果の記録 ⑧ 個別支援計画の変更(修正) ⑨ 支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩ サービス提供職員への技術的な指導と助言 ⑪ 自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(厚生労働省令第28号 平成24年3月13日)」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号 平成18年9月29日)」をもとに筆者作成

退院後生活環境相談員について

退院後生活環境相談員の責務・役割

1. 退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
2. 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者、その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
3. 入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
4. 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

出典：措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について
（障発1127第7号令和5年11月27日　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

市町村の業務と精神保健との関係

再掲　科目4
（講義1）

高齢・介護に関する相談支援

認知症対策
高齢者虐待防止対策
介護保険サービス提供　等

生活福祉に関する相談支援

生活保護
生活困窮者自立支援
ひきこもり　等

精神保健

障害のある方等の相談支援

相談支援事業
障害者虐待防止対策
障害者差別解消
意思決定支援　等

妊娠出産・こども家庭に関する相談支援

母子保健
こども家庭支援
成育　等

出典：山本賢『第163回市町村職員を対象とするセミナー「市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための研修」相談支援体制構築の効果的な進め方及び自治体類型別の推進ポイント』2023. 一部改変

市町村の精神保健担当がかかわる対象者像の例

障害福祉サービスにつながりにくい者

- 関係作りに時間がかかる
- 本人はサービスを希望していないが支援が必要
- 家族が利用を反対している　など

多機関による支援が必要な世帯

- 世帯員複数に支援が必要
- 世帯内で虐待やDVのおそれがある

など

市町村長同意による入院者や長期入院者

- 家族等の支援が望めない
- 成年後見制度等の利用が見込まれる
- 入退院を繰り返している

など

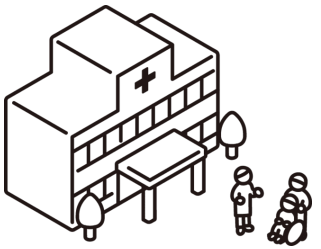

連携の流れと職種ごとの関わり（障害福祉サービスの利用）

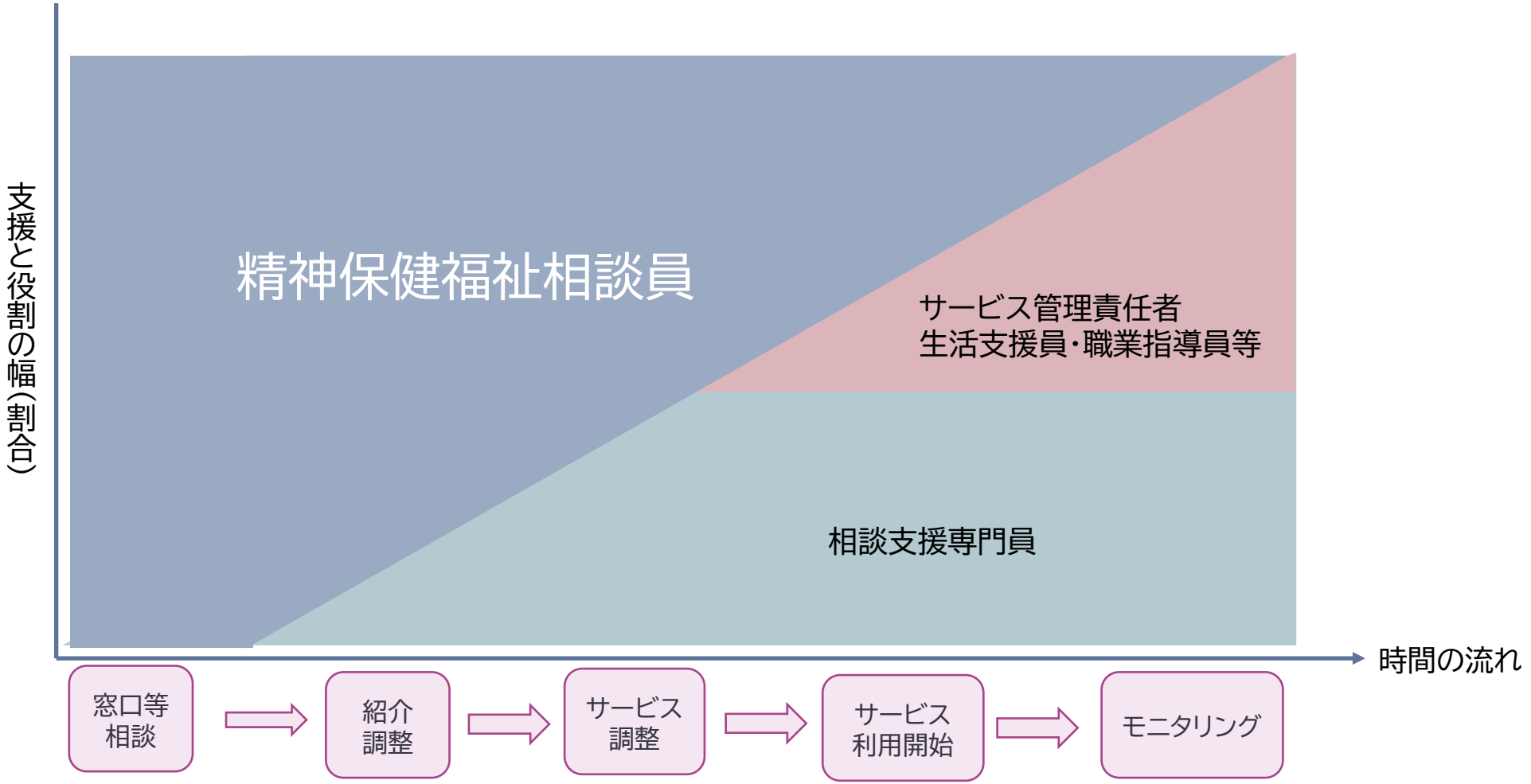

連携のポイント（障害福祉サービスの利用）

- 本人や家族の不安や状態の変化に気を付けながら、福祉と保健の役割や本人との関わりを整理していく

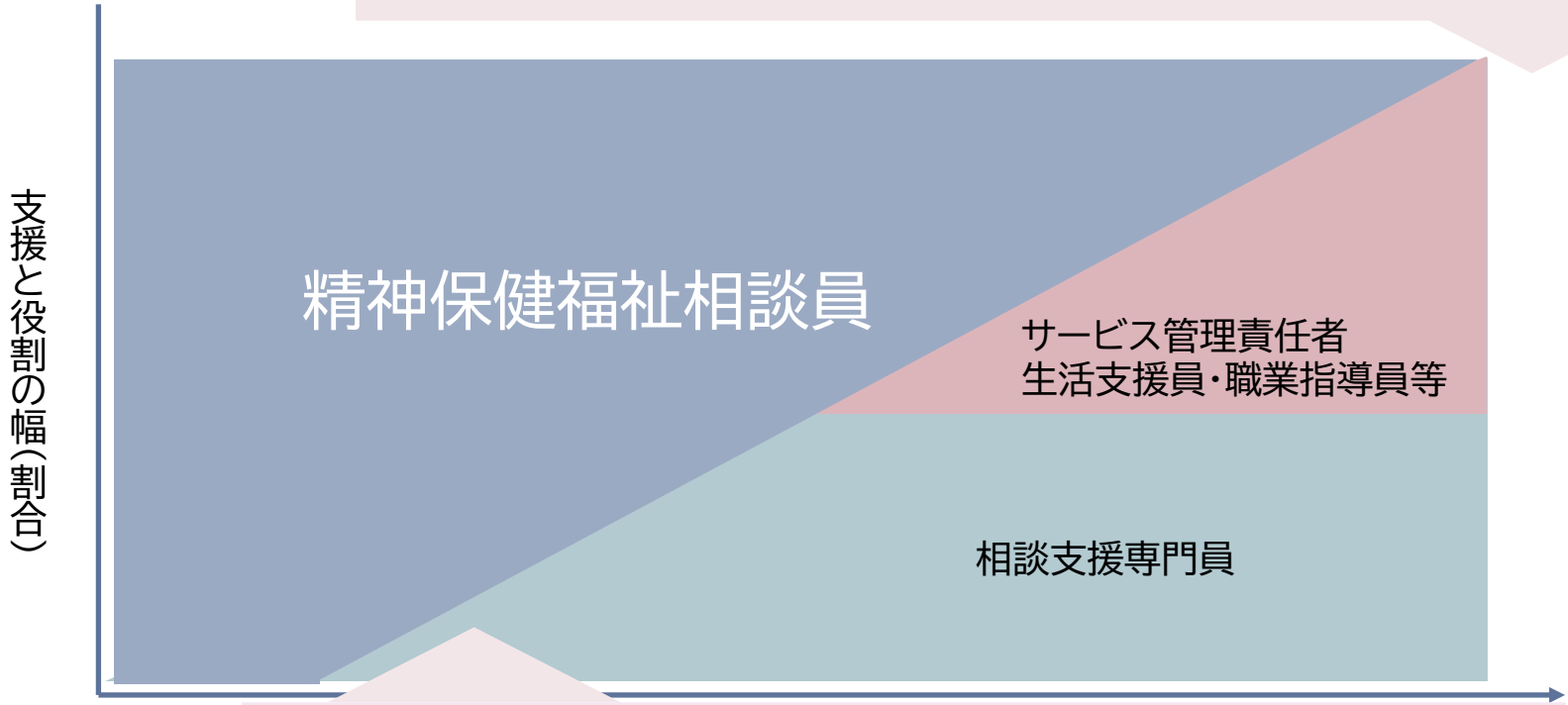

- 本人の特性や生活状況等を踏まえつつ、本人に合った事業所を紹介
- 紹介して終わらないようにのりしろのあるかかわりをしていく

窓口等相談 → 紹介調整 → サービス調整 → サービス利用開始 → モニタリング

再掲　科目4
（講義3）

障害福祉サービスの中に「地域移行支援」「地域定着支援」がある

（参考）　地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

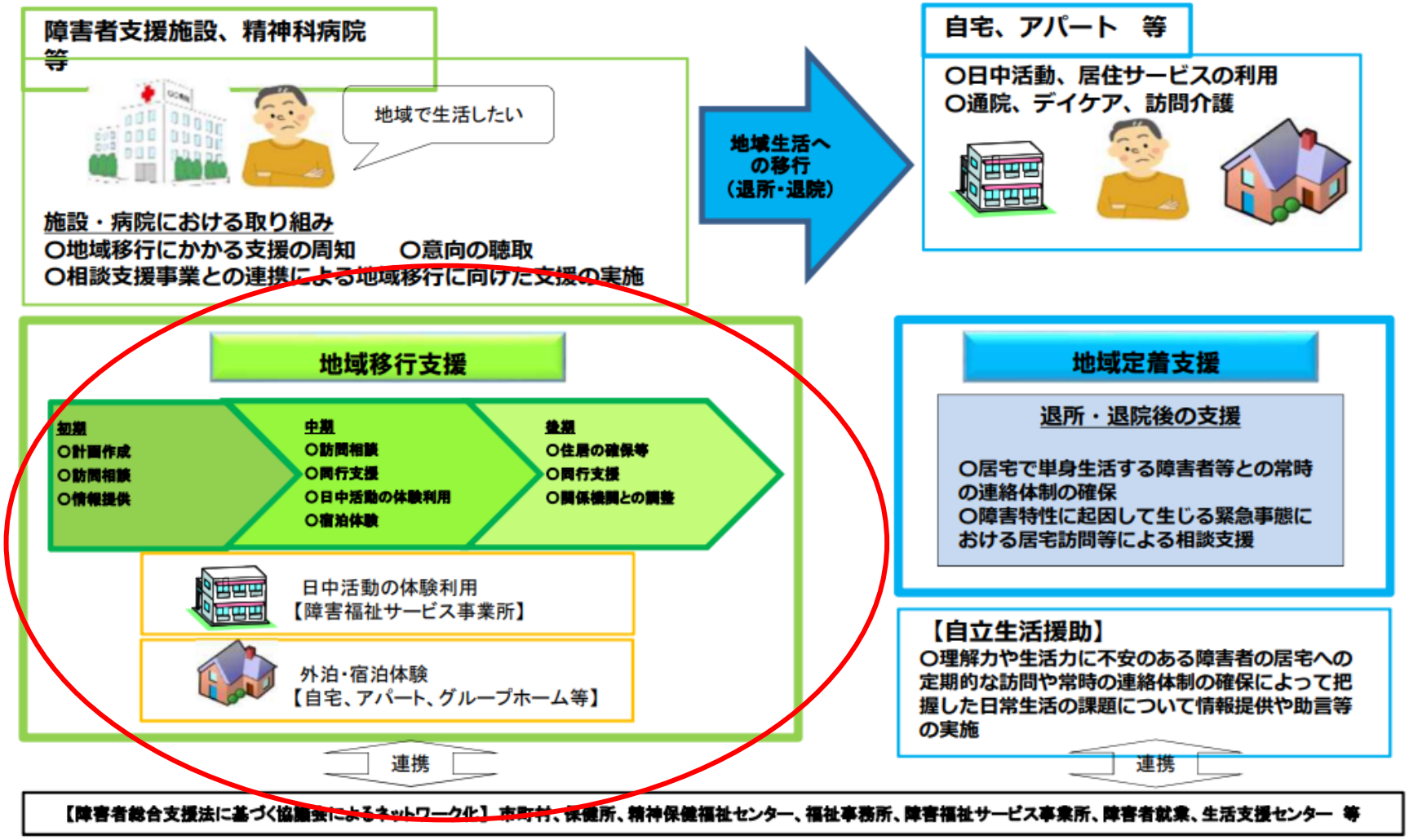

出典：厚生労働省『「資料1　障害者の相談支援等について」社会保障審議会障害者部会（第119回）』 一部改変

連携の流れと職種ごとの関わり（地域移行支援）

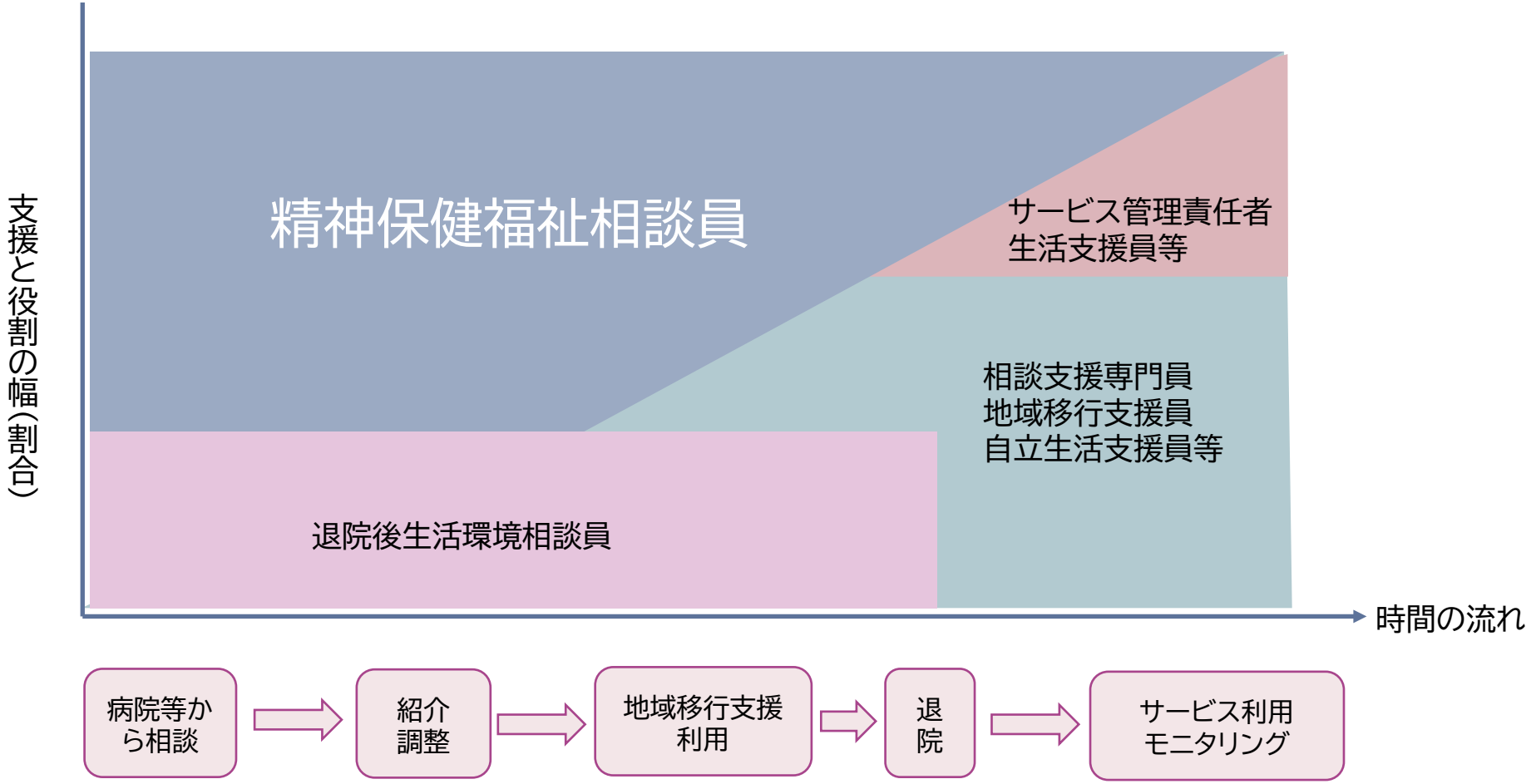

連携のポイント（地域移行支援）

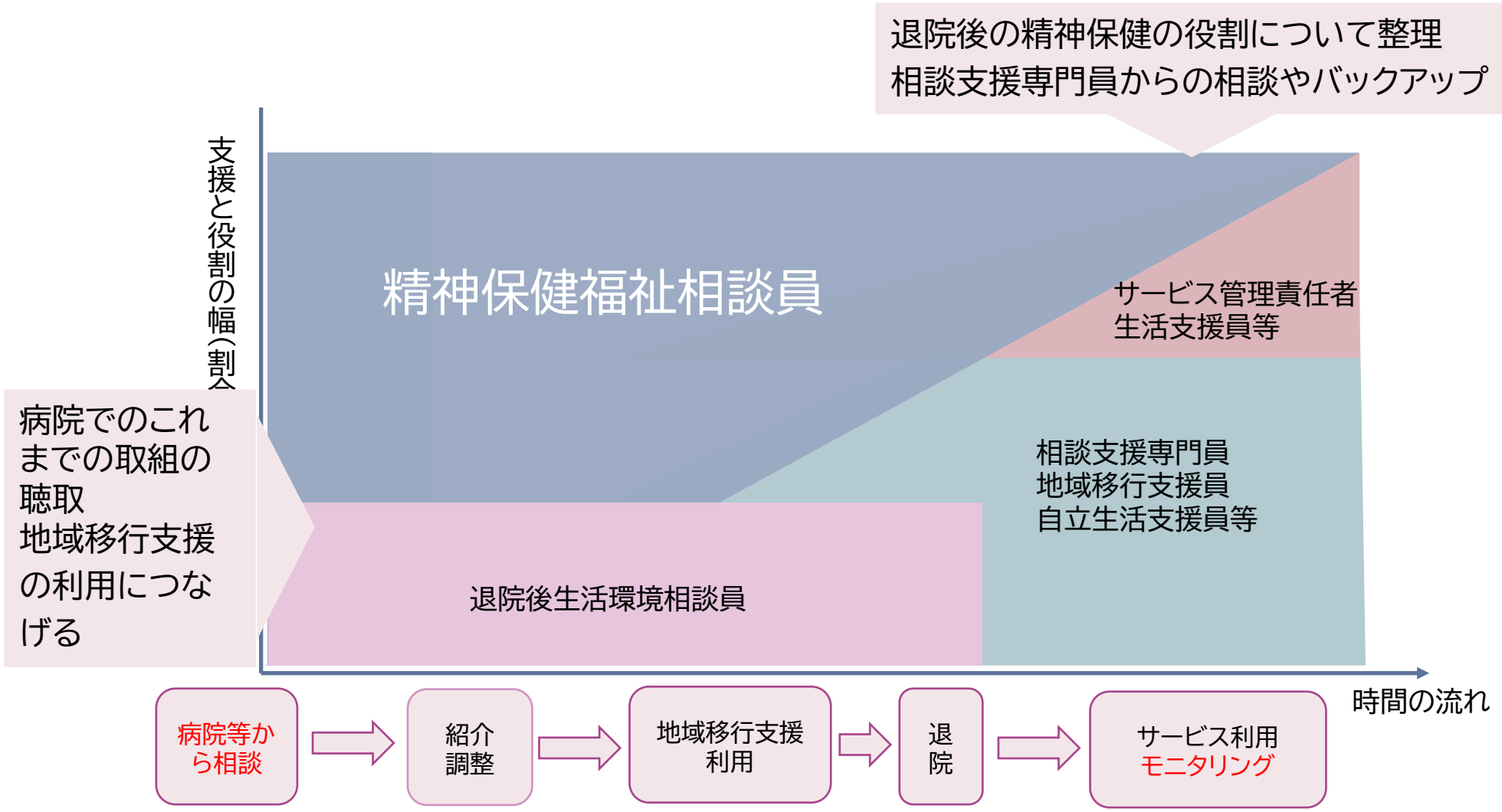

【参考】

障害者総合支援法第2条

（市町村等の責務）

第二条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。以下同じ。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）その他の職業リハビリテーション（同法第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二　障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三　意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

【参考】

精神保健福祉法第４９条

（事業の利用の調整等）

第四十九条　市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

２　市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、障害福祉サービス事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業を行う者に対し、当該精神障害者の利用についての要請を行うものとする。

３　都道府県は、前項の規定により市町村が行うあつせん、調整及び要請に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行う。

４　障害福祉サービス事業を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

参考文献・資料

- 厚生労働省『福祉・介護　障害福祉サービス等』
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index_00001.html）
- 厚生労働省『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル』
（https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp）
- WAMNET『障害福祉サービス等情報検索』
（https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do）

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【講義4－2】急性期状態における相談支援の動画をご覧ください。